

証券投資信託の信託終了に係る手続きのお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド」につきまして、受益権の総口数が信託約款に定められた口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、2019年12月13日をもって信託を終了（繰上償還）する手続きを行う予定ですのでお知らせいたします。

当該繰上償還にあたっては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、2019年11月7日付で書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行い、繰上償還の可否を決議します。2019年10月15日現在の受益者の方は、2019年11月6日までに、繰上償還に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。信託約款の規定により、本議案について賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとみなされます。また、同一受益者の方が本議案について重複して議決権を行使された場合で、当該議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権について無効とみなされます。

この書面決議は、2019年10月15日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、2019年12月13日をもって信託を終了いたします。

以上

2019年10月15日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社